

平成27年(ソラ)第5002号

執行官の処分に対する執行異議の却下決定に対する執行抗告事件

(基本事件：平成27年(執イ)第14号 動産執行申立事件)

決 定

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

抗 告 人 吉 田 益 夫

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

相 手 方 豊 田 泰 史

主 文

- 1 本件執行抗告を却下する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

本件は、抗告人が、相手方を債権者、抗告人を債務者とする動産執行申立事件（基本事件）において、担当執行官が差し押さえた物件が民事執行法131条6号の差押禁止動産に該当するとして、差押えの解除を求める執行異議を申し立てたところ（当庁平成27年(ワ)第35号）、同執行異議の申立てを却下する決定がされたため、同却下決定に対する執行抗告をした事案である。

民事執行の手續に関する裁判に対しては、特別の定めがない限り、執行抗告をすることができないところ（民事執行法10条1項）、本件のような執行官の執行処分に対する執行異議の申立てを却下した裁判に対して執行抗告を認める旨の規定は存在しない。

したがって、本件執行抗告は、不適法であってその不備を補正することができないことが明らかであるから、民事執行法10条5項によりこれを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成27年5月18日

和歌山地方裁判所民事部執行係

裁 判 官 山 下 隼 人